

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの、報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの、報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「石油コンビナート等防災本部の本部員及び専門員」を

「石油コンビナート等防災本部の本部員及び専門員

に改める。

国民保護協議会の委員及び専門委員

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十三号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年秋田県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第二条 法第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

一 秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第二十六号)第六十一条の規定による退職年金等を受ける権利を有する者若しくはその遺族からの届出に係る事実についての確認又は同条例第六十三条の規定による退職年金等を受ける権利を有する者の生存の事実についての確認

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は住所若しくは氏名についての確認

三 秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税、軽油引取税又は狩猟税の賦課(個人の県民税の賦課を除く。)又は徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの

四 秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)による産業廃棄物税の賦課又は徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。)に関する事務であつて規則で定めるもの

五 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の九の二の規定に基づく小児慢性特定疾患医療受診券の交付の申請に係る事実についての審査

六 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)第三条第一項の規定による登録の申請に係る事実についての審査又は同条例第七条第一項の規定による浄化槽保守点検業者からの変更の届出に係る事実についての確認

七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十六条第一項の規定による狩猟免許の記載事項の変更の届出又は同法第六十一条第四項の規定による狩猟者登録を受けた者からの変更の届出に係る事実についての確認

八 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第七条第十項の規定による許可証の交付を受けた者からの住所若しくは氏名の変更の届出、同条第十一項の規定による許可証の交付を受けた法人からの従事者証に記載された者の住所若しくは氏名の変更の届出又は同令第十五条第六項の規定による指定猟法許可証の交付を受けた者からの住所若しくは氏名の変更の届出に係る事実についての確認

九 秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十八条の二第一項の規定による登録の申請に係る事実についての審査又は同条例第十八条の五第一項の規定による登録事項の変更の届出に係る事実についての確認

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定(同表第九号に係る部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

秋田県合併市町村特例交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十四号

秋田県合併市町村特例交付金条例の一部を改正する条例

秋田県合併市町村特例交付金条例(平成十六年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十五号

市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田県地域振興局設置条例の一部改正)

第一条 秋田県地域振興局設置条例(平成十四年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表秋田県北秋田地域振興局の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「大館市」を「大館市 北秋田市」に改め、同表秋田県由利地域振興局の項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に、「本荘市 由利郡」を「由利本荘市 由利郡」に改め、同表秋田県仙北地域振興局の項中「大曲市上栄町」を「大仙市大曲上栄町」に、「大曲市 仙北郡」を「大仙市 仙北郡」に改める。

(秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項中「条例第五條第一項」を「大仙市、北秋田市及び条例第五條第一項」に改める。

(秋田県社会福祉施設条例の一部改正)

第三条 秋田県社会福祉施設条例(昭和四十五年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県心身障害者コロニーの項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県水林通動寮の項中「本荘市出戸町字調練場」を「由利本荘市調練場」に改め、同表秋田県障害者自立訓練センターの項中「仙北郡協和町上淀川」を「大仙市協和上淀川」に改める。

(秋田県精神保健福祉センター条例及び秋田県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「仙北郡協和町上淀川」を「大仙市協和上淀川」に改める。

一 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和五十四年秋田県条例第二十五号)第一条

二 秋田県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年秋田県条例第四十八号)第二条第二項の表秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの項

(保健医療福祉協議会条例の一部改正)

第五条 保健医療福祉協議会条例（平成十六年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議会の項中「北秋田郡のうち鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町及び上小阿仁村」を「北秋田市 北秋田郡上小阿仁村」に改め、同表秋田県由利地域保健医療福祉協議会の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県仙北地域保健医療福祉協議会の項中「大曲市」を「大仙市」に改める。

（秋田県環境保全センター条例の一部改正）

第六条 秋田県環境保全センター条例（昭和五十一年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に、「仙北郡協和町上淀川」を「大仙市協和上淀川」に改める。

（秋田県営自然公園施設条例の一部改正）

第七条 秋田県営自然公園施設条例（昭和五十三年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営祓川山荘の項中「由利郡矢島町大字城内」を「由利本荘市矢島町城内」に改める。

第十一条の表秋田県営祓川山荘の項中「矢島町」を「由利本荘市」に改める。

（秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例の一部改正）

第八条 秋田県奥森吉青少年野外活動基地条例（平成十年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改める。

第三条中「森吉町」を「北秋田市」に改める。

（秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部改正）

第九条 秋田県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和三十三年秋田県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一項の表秋田県北秋田地域農業改良普及センターの項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「大館市」の下に「北秋田市」を加え、同表秋田県由利地域農業改良普及センターの項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に、「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県仙北地域農業改良普及センターの項中「大曲市上栄町」を「大仙市大曲上栄町」に、「大曲市」を「大仙市」に改める。

（秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部改正）

第十条 秋田県営観光レクリエーション施設条例（平成四年秋田県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県営由利高原オートキャンプ場の項中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県営矢島スポーツ宿泊センターの項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県営秋の宮山荘の項中「雄勝郡雄勝町秋の宮」を「湯沢市秋ノ宮」に改め、同表秋田県営鳥海観光宿泊センターの項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場の項中「南秋田郡若美町」を「男鹿市」に改める。

第四条の表秋田県営由利高原オートキャンプ場の項中「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県営矢島スポーツ宿泊センターの項中「由利郡矢島町」を「由利本荘市」に改める。

(秋田県立職業能力開発校条例の一部改正)

第十一条 秋田県立職業能力開発校条例(昭和五十一年秋田県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立鷹巣技術専門校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立大曲技術専門校の項中「大曲市住吉町」を「大曲市大曲住吉町」に改める。

(秋田県立職業能力開発校条例の一部改正)

第十二条 秋田県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立大曲技術専門校の項の改正規定中「大曲市住吉町」を「大曲市大曲住吉町」に、「大曲市川原町」を「大曲市大曲川原町」に改める。

(秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金条例の一部改正)

第十三条 秋田内陸縦貫鉄道運営助成基金条例(昭和五十九年秋田県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北秋田郡鷹巣町から同郡阿仁町」を「北秋田市松葉町から同市阿仁銀山」に改める。

(由利高原鉄道運営助成基金条例の一部改正)

第十四条 由利高原鉄道運営助成基金条例(昭和五十九年秋田県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「本荘市から由利郡矢島町」を「由利本荘市西梵天から同市矢島町七日町」に改める。

(秋田県流域下水道設置条例の一部改正)

第十五条 秋田県流域下水道設置条例(昭和五十七年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県秋田湾・雄物川流域下水道の項中「、若美町」を削り、「大曲市」を「大仙市」に改め、「、中仙町、仙北町」を削る。

(秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部改正)

第十六条 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例(平成十一年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改める。

第五条中「鷹巣町」を「北秋田市」に改める。

(秋田県営住宅条例の一部改正)

第十七条 秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表県営梵天住宅の項中「本荘市出戸町字東梵天」を「由利本荘市東梵天」に改め、同表県営船場町住宅の項中「大曲市船場町二丁目」を「大仙市大曲船場町二丁目」に改める。

(秋田県立高等学校設置条例の一部改正)

第十八条 秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立本荘高等学校の項中「本荘市出戸町字陳場岱」を「由利本荘市陳場岱」に改め、同表秋田県立由利高等学校の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立大曲高等学校の項中「大曲市栄町」を「大仙市大曲栄町」に改め、同表秋田県立大曲農業高等学校の項中「大曲市金谷町」を「大仙市大曲金谷町」に改め、同表秋田県立西目高等学校の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立米内沢高等学校の項中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立鷹巣農林高等学校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立矢島高等学校の項中「由利郡」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立大曲工業高等学校の項中「大曲市若葉町」を「大仙市大曲若葉町」に改め、同表秋田県立由利工業高等学校の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、同表秋田県立西仙北高等学校の項中「仙北郡西仙北町」を「大仙市」に改め、同表秋田県立鷹巣高等学校の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改め、同表秋田県立雄勝高等学校の項中「雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に改める。

(秋田県立特殊教育学校設置条例の一部改正)

第十九条 秋田県立特殊教育学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立ゆり養護学校の項中「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に改め、同表秋田県立大曲養護学校の項中「大曲市」を「大仙市」に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「雄勝郡稲川町八面字寺下谷地」を「湯沢市駒形町字八面寺下谷地」に改める。

(秋田県立少年自然の家設置条例の一部改正)

第二十条 秋田県立少年自然の家設置条例(昭和四十九年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立岩城少年自然の家の項中「由利郡岩城町赤平」を「由利本荘市岩城赤平」に改める。

(秋田県立農業科学館条例の一部改正)

第二十一条 秋田県立農業科学館条例(平成三年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大曲市」を「大仙市」に改める。

(秋田県埋蔵文化財センター設置条例の一部改正)

第二十二条 秋田県埋蔵文化財センター設置条例(昭和五十六年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に、「仙北郡仙北町拂田」を「大仙市払田」に改める。

(秋田県立総合射撃場条例の一部改正)